

## 第2節 各 論

### 第1 消防用設備等の設置単位

1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（令第8条、令第9条、令第9条の2、令第19条第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）及び令第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

なお、令第8条に規定する消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の取扱いについては、2から5までによること（条例第5章の適用において、令第8条の規定を準用する。）。

(1) 棟とは、原則として独立した一の建築物又は独立した一の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいう。

(2) 建築物と建築物が構造的に接続されておらず、かつ、次の場合同一の棟として取り扱わないことができる。

ア 固定的な構造でない雨どいを共有する場合

イ 屋根が交差している場合

ウ 建基法第44条第1項ただし書の規定に基づき設けられたアーケードにより、複数の建築物が接続される場合

エ 鉄道又は道路として使用されている高架工作物の高架下に設けられた独立した防火対象物（以下「高架下防火対象物」という。）のうち、建基法第43条及び第44条の規定に適合する敷地により区分されたもの

なお、高架下防火対象物にあつては、高架工作物と高架下防火対象物との間に高さ80cm以上の排煙上有効な空間を設け、特定主要構造部（建基法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造とし、道路又は通路に面する開口部には防火設備を設けること。●

オ 建築物相互が道路施設又は共同溝（「共同溝の整備等に関する特別措置法」（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する「2以上の公益事業者の公益物件を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設」をいうもので、人が出入りする隧道をいう。）等の公共施設で接続された場合

(3) 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下に設けられた駐車施設等でさく、へい等で囲まれた部分は、令別表第1に掲げる防火対象物として取り扱うものとする。

(4) 令第19条第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）及び第27条第2項に規定されている「建築物相互の1階の外壁間の中心線」について、同一敷地内に存する平屋建てと2階建ての建築物の場合、2階部分については、水平距離が5m以下である部分を有するものは、当該消防用設備等の技術上の基準は一の建築物とみなす。

(5) 条例第50条に規定されている令別表第1各項に掲げる建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）が同一敷地内に2以上存する場合、延べ面積の合計（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備又は屋外消火栓設備が令第11条から第19条まで及び条例第47条から第49条までの規定の例により設置され、かつ、維持されている部分の床面積を除く。）が、3,000㎡以上のものは、当該消防用設備等の技術上の基準は一の建築物とみなす。

2 令第8条第1号に規定する区画の取扱い（規則第5条の2関係）

令第8条第1号に規定する区画（以下「令8-1号区画」という。）の取扱いについては、次によること。

(1) 構造等

令8-1号区画は、「開口部のない耐火構造の床又は壁（以下「耐火構造の壁等」という。）による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する堅牢で、かつ、容易に変更できない構造であること。

(注) その他これらに類するに堅牢で、かつ、容易に変更できない構造

壁式鉄筋コンクリート（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリート

トカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等

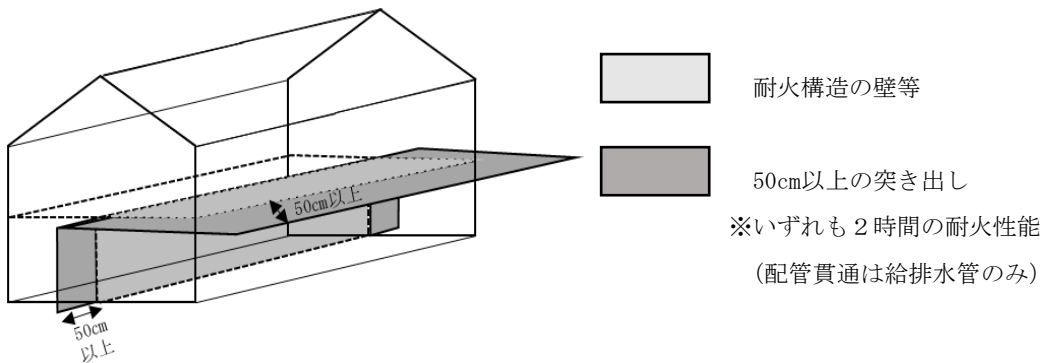
なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策が講じられていること。

イ 建基令第107条第1号の表の規定にかかわらず、同号に規定する通常の火災による加熱が2時間以上加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない耐火性能を有すること。

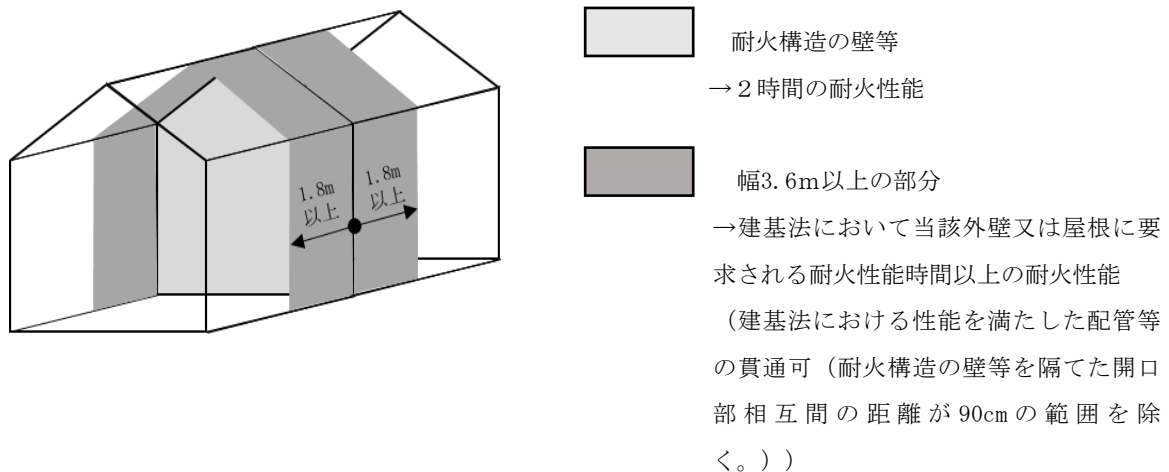
ウ 令8-1号区画の耐火構造の壁等の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。ただし、耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅3.6m以上の部分を耐火構造（耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造となっていることが望ましい。また、耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。）とし、かつ、当該耐火構造の部分が次に掲げるいずれかの要件を満たすものである場合は、この限りでない。

(ア) 開口部が設けられていない場合（面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができないものであること。）

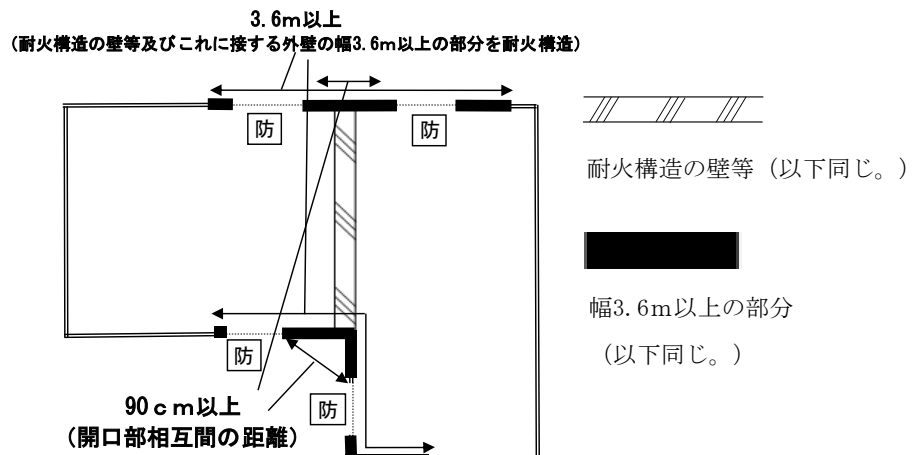
(イ) 開口部に防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。防火ダンパー、防火シャッターを含み、耐火スクリーン及びドレンチャーを除く。以下この第1において同じ。）が設けられており、かつ、耐火構造の壁等を隔てた開口部相互間の距離が90cm以上離れている場合



第1-1図



第1-2図



第 1 - 3 図

(2) 耐火構造の壁等を貫通する配管等について

令 8 - 1 号区画を配管及び当該配管貫通部 (以下「配管等」という。) が貫通することは、原則として認められないものである。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管等について、耐火構造の壁等による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、当該区画の貫通が認められるものである。この場合において、令 8 - 1 号区画を貫通する配管等について確認すべき事項は、次のとおり。

ア 配管の用途は、原則として給排水管で、別記「令 8 区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」に示す鋼管又は鋳鉄管 (以下「鋼管等」という。) のほか、消防防災用設備機器性能評定委員会 ( (一財) 日本消防設備安全センターに設置) において性能評定されたものとする。

(注) 排水管に付属する通気管については、耐火構造の壁等を貫通させることができるもの

イ 1 の配管の外径は、200mm以下であること。

ウ 配管を貫通させるために令 8 - 1 号区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。この場合、貫通部の内部の断面積が、貫通する穴の直径が300mm以下の面積以下で、前アに規定する基準に適合する配管である場合は、当該貫通部に複数の配管を貫通することができるものであること。

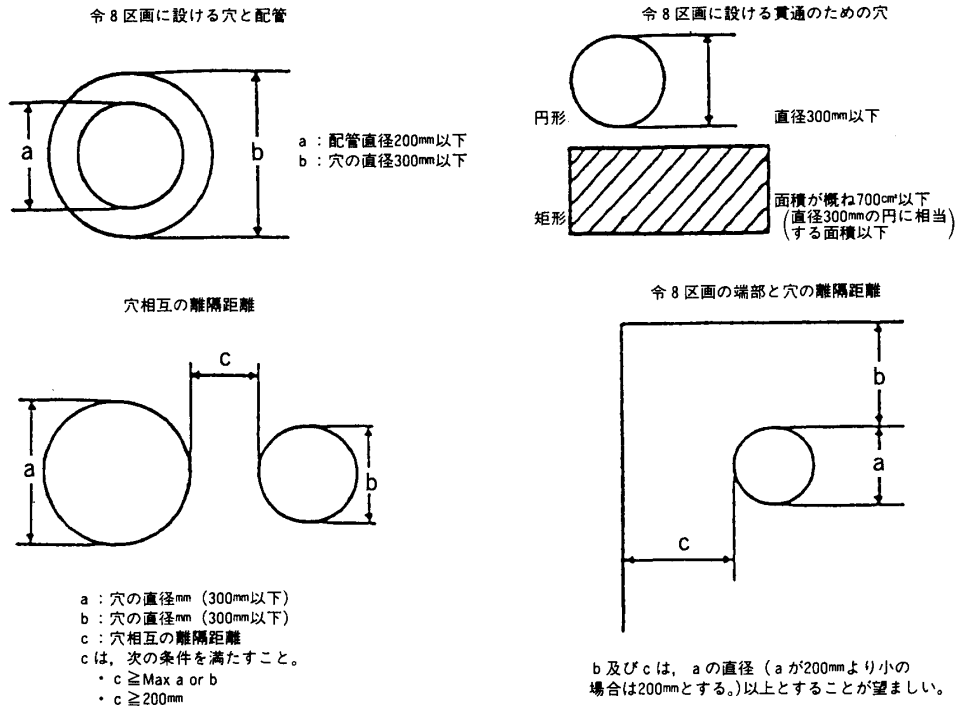
なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。

エ 配管を貫通させるために令 8 - 1 号区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の数値以上の距離 (当該直径が200mm以下の場合にあつては、200mm) 以上であること。

オ 配管等は一体として通常の火災による加熱に 2 時間以上耐える性能を有するものであること (配管等の耐火性能は、当該貫通する区画に求められる耐火性能時間 (2 時間以下の場合にあつては 2 時間) 以上であること。)

カ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するとともに、当該区画に求められる耐火性能時間以上の耐火性能を有するよう施工すること。

キ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

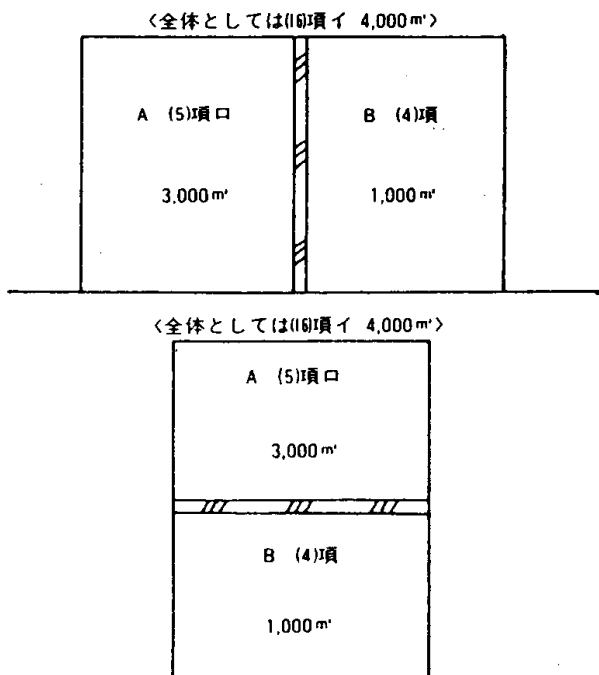


第1-4図

(3) 取扱い等

ア 耐火構造の壁等で区画された部分ごとに別の防火対象物とみなして消防用設備等を設置すること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあつては、下の部分の階数を算入すること。

例①



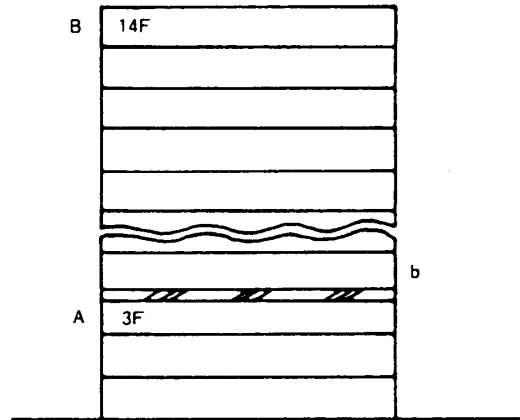
項の判定については、第2、2(2)を参照のこと。

A→延べ面積3,000m<sup>2</sup>の(5)項イの防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→延べ面積1,000m<sup>2</sup>の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

第1-5図

例②



A→階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

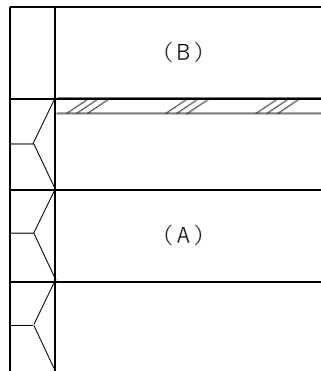
B→階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

第1-6図

イ 耐火構造の壁等で区画されている階に階単位の規制（例えば、令第11条第1項第6号、第12条第1項第11号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。

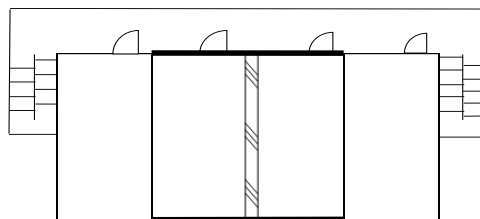
ウ 耐火構造の壁等によって区画されていることは、当該区画された部分ごとに相互に往来できないことも必要条件となること。そのため、防火対象物の各部分で、廊下又は階段を共用するものは、令8-1号区画とみなされないものであること。

例① 階段を共用するものは、令8-1号区画とみなされない。



第1-7図

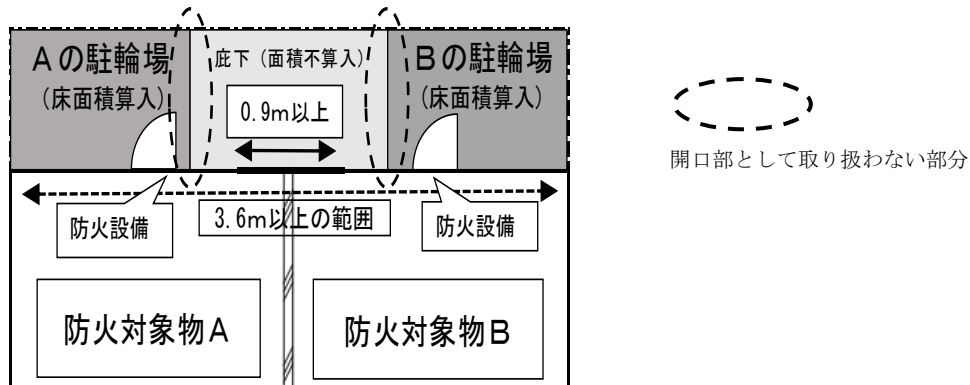
例② 階段又は廊下を共用するものは、令8-1号区画とみなされない。



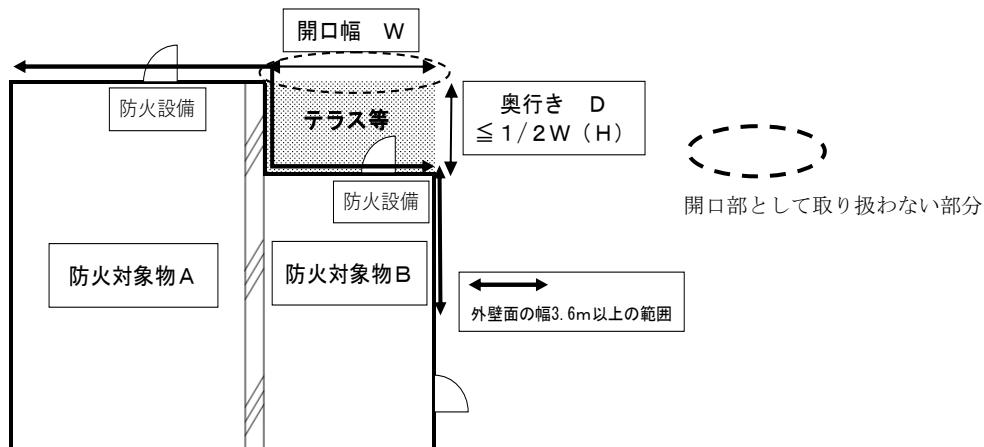
第1-8図

エ 防火対象物の避難階等でピロティ等を介して出入口等がある場合、規則第5条の2第3号ただし書に規定される「開口部」の判断として、当該部分が床面積に算入されない部分と算入される部分の間は開口部として取り扱わないものとする。

なお、テラス等に用途が一部発生し、床面積を算入する場合、当該部分の奥行きが開口幅の2分の1以下又は高さの2分の1以下の場合、当該部分を外部と同等として取り扱い、双方の開口部が外部と同等部分を含む外部に存する場合、当該外壁に面する部分を開口部として取り扱うこと（3及び4において同じ。）。また、これらの場合も前ウのとおり、意匠上往来ができないよう措置をとる必要があること（3及び4を除く。）。



第1-9図（面積不算入の庇等を介する例）



第1-10図（外部同等空間の例）

3 令第8条第2号に規定する区画の取扱い（規則第5条の3第2項第1号関係）

令第8条第2号に規定する区画（以下「令8-2号区画」という。）のうち、規則第5条の3第2項第1号に規定する別棟みなし規定（防耐火別棟）の取扱いは次によること。

(1) 渡り廊下又はコアタイプ（建基令第128条の7第2項に規定する火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室（廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するものに限る。）を構成する壁等（建基法第21条第3項、第27条第4項（第87条第3項において準用する場合を含む。）又は第61条第2項の規定の適用がある防火対象物の壁等に限る。以下「渡り廊下等の壁等」という。））で、次の全てに適合するもの

ア 渡り廊下等の壁等のうち防火戸は、閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

イ 渡り廊下等により区画された部分のそれぞれの避難階以外の階に、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）が設けられていること。

参考

○火災の発生のおそれの少ない室を定める件（抜粋）

（平成12年5月31日）

（建設省告示第1440号）

建築基準法施行令第128条の7第2項に規定する火災の発生のおそれの少ない室は、次の各号のいずれかに該当するもので、壁及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものとする。

- × 一 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室その他これらに類するもの
- 二 廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するもの

4 令8-2号区画の取扱い（規則第5条の3第2項第2号関係）

令8-2号区画のうち、規則第5条の3第2項第2号に規定する消防庁長官が定める壁等（以下「壁等基準」という。）により接続されている場合の取扱いは次によること。

(1) 渡り廊下を構成する壁等（床、壁その他の建築物の部分又は防火戸をいう。以下同じ。）で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合

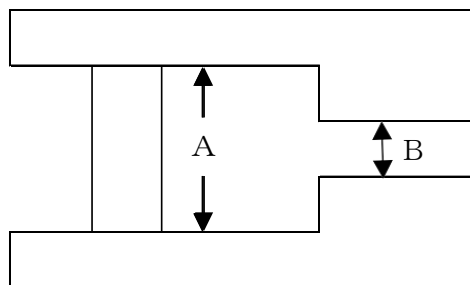
ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途にのみ供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態のものであること。

イ 渡り廊下の有効幅員は、当該渡り廊下が設けられている防火対象物の主要構造部（建基法第2条第5号に規定するもの）の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた場合にあつては3m未満、その他の場合は6m未満であること。

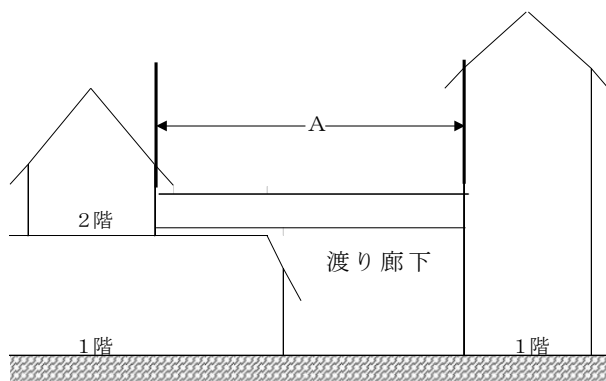
ウ 渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離は、1階にあつては6m、2階以上の階にあつては10mを超えるものであること（いずれの接続部にあつても防火戸を設置すること。●）。ただし、次の(ア)から(ウ)までに適合する場合は、いずれの階であっても1m以上とすることができる。

(注) 渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離（第1-11図及び第1-12図においてAの部分）は、次によること。

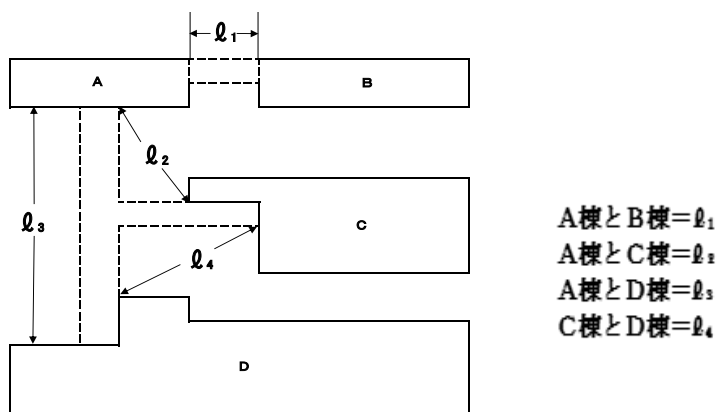
- ① 水平距離によること。
- ② 渡り廊下で接続される建築物の階数が異なる場合は、2階以上の階が接続される場合と同等として取り扱うこと。
- ③ 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、それぞれの接続される階における距離によること。



第1-11図



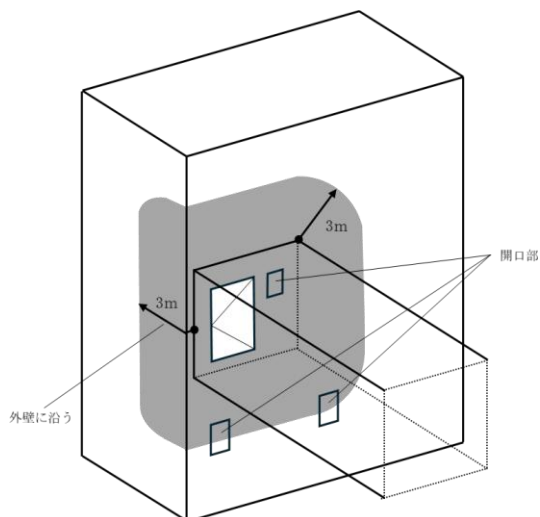
第 1-12 図



渡り廊下で隔てられた防火対象物の相互間が外壁等で隔たっているなど、水平距離による測定が困難な場合は、図の例により最短距離で測定すること。

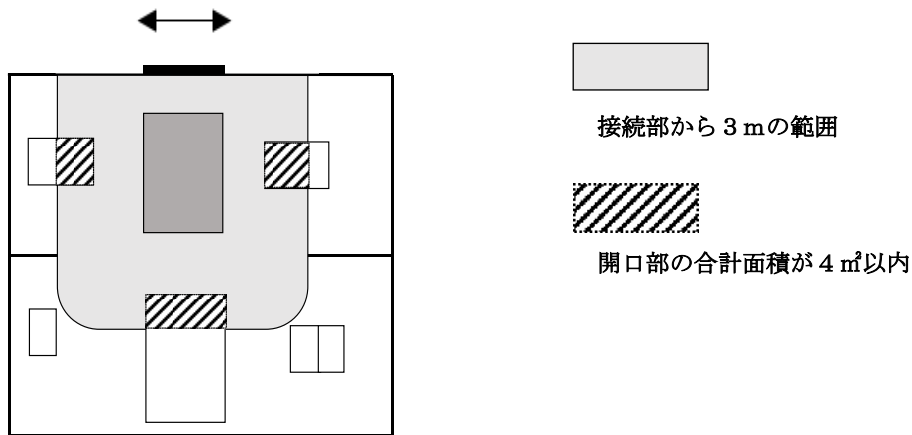
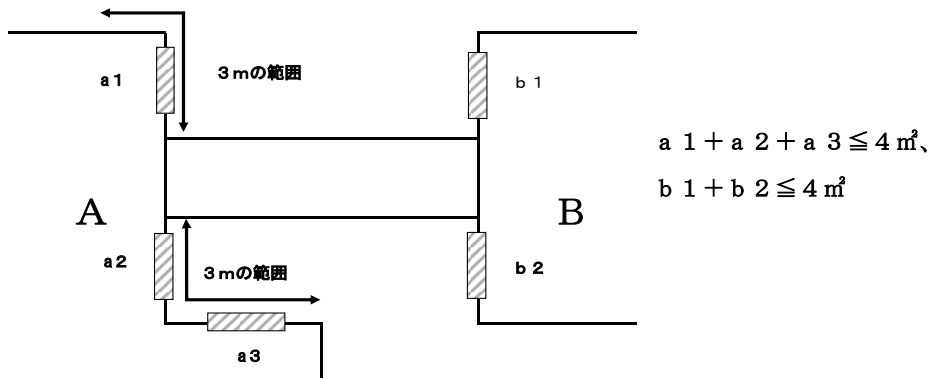
第 1-13 図

(7) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下が接続されている部分からそれぞれ 3 m 以内の距離にある部分（第 1-14 図）に限る。次の(イ)において同じ。）については、次の a 又は b によること。



第 1-14 図

- a 耐火構造又は防火構造で造られていること。
  - b a 以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造の扉その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備及びパッケージ型自動消火設備を除く。以下この4において同じ。）若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。
- (イ) 前(ア)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4㎡以内の開口部で防火戸が設けられている場合にあつては、この限りでない。
- (注) ① ただし書の適用にあたって、建築物相互間の距離が3m以上で、かつ、直接外気に開放されている渡り廊下の出入口が防火設備（直接外気に開放されている渡り廊下以外は特定防火設備）が設けられたものにあつては、開口部面積を問わないことができるものであること。
- ② 面積4㎡以内の開口部とは、第1-15図のようにAとBの防火対象物が接続する場合、A側又はB側の開口部面積の合計が4㎡以下のものをいうものであること。
- ③ 開口部の面積の判定については、第1-16図のように各渡り廊下ごとに行うもの。その際、3m以内に入る他の階における渡り廊下の接続部分の出入口も含まれる（外部（屋上）を除く。）。



1階、2階、屋上により接続されている2階部分の開口部の合計面積の判定方法

※接続部から3mの範囲が全て防火設備で、かつ、直接外気に開放されている渡り廊下の出入口が防火設備（直接外気に開放されている渡り廊下以外は特定防火設備）であれば面積を問わない。

開口部の面積の判定については、各階ごとに行う。その際は、3m以内に入る他の階における渡り廊下の接続部分の出入口も含まれる（外部（屋上）を除く。）。

(ウ) 渡り廊下については、次の a 又は b によること。

a 直接外気に開放されているもの

(注) 直接外気に開放されているものとは、次のいずれかに適合するものをいうこと。

なお、側面の開口部については、建築物、工作物等の煙の排出の障害となるもの又は隣地境界線から 1 m 以上離れていること。

- ① 廊下の両側面の上部が、天井高の 2 分の 1 以上又は高さ 1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されているもの
- ② 廊下の片側面の上部が、天井高の 2 分の 1 以上又は高さ 1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から 50 cm 以上下方に突出した垂れ壁を設けたもの
- ③ ①及び②に掲げるものと同等以上の開放性を有するもの

b a 以外のものについては、次の (a) から (c) までに適合すること。

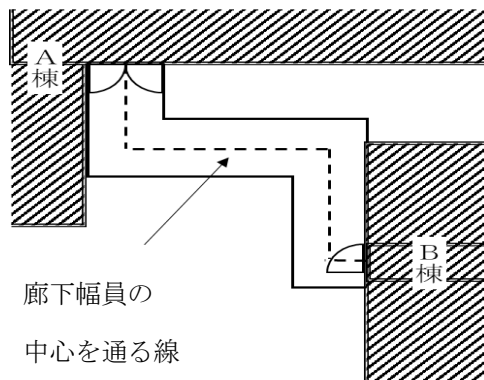
(a) 建基令第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

(b) 渡り廊下が接続されている部分に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも 4 m<sup>2</sup> 以下であり、当該部分には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、イオン化式スポット型感知器、光電式スポット型感知器、光電分離型感知器、煙複合式スポット型感知器、イオン化アナログ式スポット型感知器、光電アナログ式スポット型感知器、光電アナログ式分離型感知器若しくは熱煙複合式スポット型感知器（以下「イオン化式スポット型感知器等」という。）の作動と連動して閉鎖する構造のものに限る。）が設けられていること。

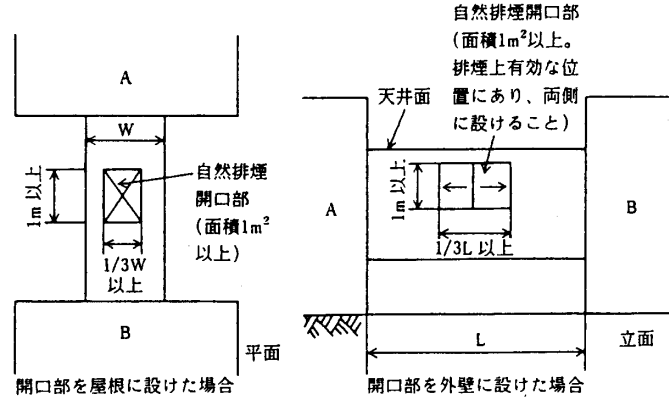
(注) 防火戸としてシャッターを設ける場合は、くぐり戸付とすること。

(c) 次の直接外気に接する開口部（以下「自然排煙開口部」という。）又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又はイオン化式スポット型感知器等の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

a' 自然排煙開口部については、その面積の合計が 1 m<sup>2</sup> 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては渡り廊下の幅員の 3 分の 1 以上の幅で長さ 1 m 以上のもの、外壁に設けるものにあつてはその両側に渡り廊下の 3 分の 1 以上の長さで高さ 1 m 以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。



第 1-17 図 渡り廊下の長さ



第 1-18図 渡り廊下の自然排煙開口部の例

b' 機械排煙設備にあっては渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。

(注) 自然排煙開口部及び機械排煙設備の設置については、建基令の規定を準用すること。

第 1-1 表 渡り廊下で接続する建築物を別の防火対象物とすることができる要件

種別	要件						
廊下の用途	通行又は運搬の用途にのみ使用されるもので可燃物の存置その他通行の支障がないこと						
廊下の幅員	接続する建築物の主要構造部の全部又は一部に木材その他の可燃材料を用いた場合は 3 m 未満、その他の場合は 6 m 未満						
渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離	建築物相互間の距離が 1 階の場合は 6 m 超、2 階以上の場合は 10 m 超						
	上記の数値以下の場合 (最低必要距離は 1 m 以上)	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">接続される建築物の外壁及び屋根の構造(右の 1、2 又は 3 のいずれか)又は開口部の大きさ等</td> <td rowspan="2">構造</td> <td rowspan="2"> <ol style="list-style-type: none"> <li>耐火構造又は防火構造であること</li> <li>耐火構造又は防火構造の扉が設けてあること</li> <li>閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けてあること</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>開口部</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>面積の合計が <math>4\text{m}^2</math> 以下であること</li> <li>防火戸であること</li> </ol> </td> </tr> </table>	接続される建築物の外壁及び屋根の構造(右の 1、2 又は 3 のいずれか)又は開口部の大きさ等	構造	<ol style="list-style-type: none"> <li>耐火構造又は防火構造であること</li> <li>耐火構造又は防火構造の扉が設けてあること</li> <li>閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けてあること</li> </ol>	開口部	<ol style="list-style-type: none"> <li>面積の合計が <math>4\text{m}^2</math> 以下であること</li> <li>防火戸であること</li> </ol>
		接続される建築物の外壁及び屋根の構造(右の 1、2 又は 3 のいずれか)又は開口部の大きさ等				構造	<ol style="list-style-type: none"> <li>耐火構造又は防火構造であること</li> <li>耐火構造又は防火構造の扉が設けてあること</li> <li>閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けてあること</li> </ol>
			開口部	<ol style="list-style-type: none"> <li>面積の合計が <math>4\text{m}^2</math> 以下であること</li> <li>防火戸であること</li> </ol>			
廊下の構造等	直接外気に開放されているもの	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">構造</td> <td>構造耐力上必要な部分(右の 1、2 又は 3 のいずれか)その他の部分—準不燃材料</td> <td rowspan="2"> <ol style="list-style-type: none"> <li>鉄骨造</li> <li>鉄筋コンクリート造</li> <li>鉄骨鉄筋コンクリート造</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>出入口の大きさ—合計 <math>4\text{m}^2</math> 以内</td> </tr> </table>	構造	構造耐力上必要な部分(右の 1、2 又は 3 のいずれか)その他の部分—準不燃材料	<ol style="list-style-type: none"> <li>鉄骨造</li> <li>鉄筋コンクリート造</li> <li>鉄骨鉄筋コンクリート造</li> </ol>	出入口の大きさ—合計 $4\text{m}^2$ 以内	
	構造	構造耐力上必要な部分(右の 1、2 又は 3 のいずれか)その他の部分—準不燃材料		<ol style="list-style-type: none"> <li>鉄骨造</li> <li>鉄筋コンクリート造</li> <li>鉄骨鉄筋コンクリート造</li> </ol>			
出入口の大きさ—合計 $4\text{m}^2$ 以内							
上記以外の場合	<table border="0"> <tr> <td>接続部の開口部</td> <td>開口部の構造</td> <td>防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のもの</td> </tr> <tr> <td>排煙設備(右の 1、2 又は 3 のいずれか)</td> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>自然排煙開口部</li> <li>機械排煙設備</li> <li>閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー</li> </ol> </td> </tr> </table>	接続部の開口部	開口部の構造	防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のもの	排煙設備(右の 1、2 又は 3 のいずれか)		<ol style="list-style-type: none"> <li>自然排煙開口部</li> <li>機械排煙設備</li> <li>閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー</li> </ol>
接続部の開口部	開口部の構造	防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のもの					
排煙設備(右の 1、2 又は 3 のいずれか)		<ol style="list-style-type: none"> <li>自然排煙開口部</li> <li>機械排煙設備</li> <li>閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー</li> </ol>					

(2) 地下連絡路（通路でその全部又は出入口以外の部分が地下に設けられるもののうち、当該通路により接続されている建築物又はその部分（当該通路が接続されている階をいう。）の特定主要構造部が耐火構造であるものをいう。）を構成する壁等で接続されている場合で、次のアからキまでに適合する場合

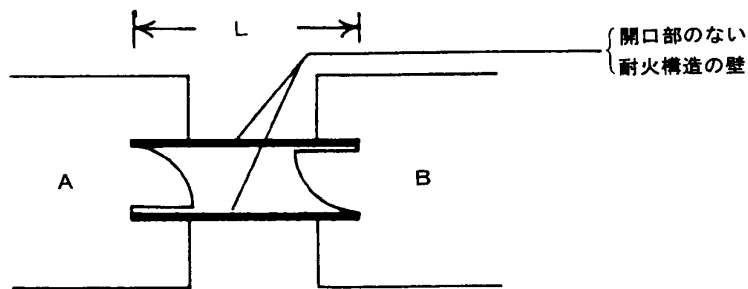
なお、地下連絡路のうち、天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）については、前(1)の渡り廊下を構成する壁等に準じた取扱いとすることができる。

ア 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）並びに床の仕上げを不燃材料でし、かつ、それらの下地を不燃材料で造ったものであること。

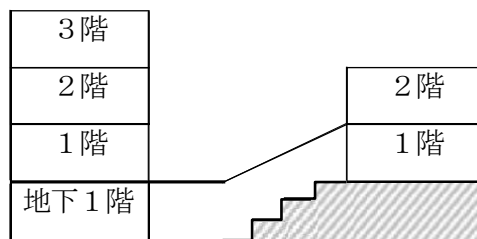
イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途にのみ供され、かつ、可燃物の存置その他通行の支障がない状態のものであること。

ウ 地下連絡路の長さ（地下連絡路が接続されている部分に設けられた出入口相互間の距離をいう。）は6m以上であり、その幅員は6m未満であること。ただし、地下連絡路が接続されている部分に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、長さ2m以上とすることができる。

（注）第1-19図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによること。



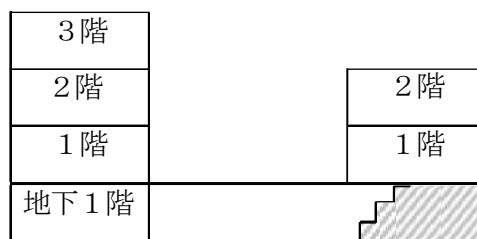
第1-19図



第1-20図

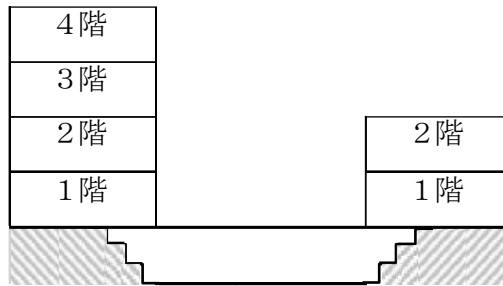
地下1階と1階を接続する場合

（地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。）



第1-21図

（地下1階と1階部分を地下で接続する場合）



第 1-22 図

(1 階部分同士を地下連絡路で接続する場合)

- エ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端が前ウの出入口を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- オ 前ウの出入口の開口部の面積は  $4 \text{ m}^2$  以下であること。
- カ 前ウの出入口には、特定防火設備である防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。
- キ 地下連絡路には、4 (1) ウ (ウ) b (c) b' により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。また、第 1-19 図の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出しない部分の長さが  $3 \text{ m}$  以内である場合の当該地下連絡路の排煙設備は、4 (1) ウ (ウ) b (c) a' の規定によることができること。
- (3) 洞道（換気、暖房若しくは冷房の設備の風道、給水管、排水管、配電管その他の配管類又は電線類その他これらに類するものを敷設するために地中に設けられるものをいう。以下同じ。）を構成する壁等で接続されている場合で、次のアからオまでに適合する場合
- ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので  $2 \text{ m}^2$  以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- イ 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。
- ウ 洞道内の風道、配管、配線その他これらに類するもの（以下この号において「風道等」という。）が建築物内の耐火構造の床又は壁を貫通する場合は、建基令第 112 条第 20 項、第 21 項及び第 129 条の 2 の 4 第 1 項第 7 号の規定を準用すること。ただし、洞道の長さが  $20 \text{ m}$  を超える場合は、この限りでない。
- エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。
- オ アの換気のための開口部の面積は、 $2 \text{ m}^2$  以下とすること。この場合において、常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。
- 5 前 4 によるほか、壁等基準第 6 の規定中「消防長が認める壁等」は、次のものとする。
- (1) 一般財団法人日本消防設備安全センターに設置された消防設備システム評価委員会により評価された「緩衝帯を有する接続部」で建築物等が接続される場合
- (2) 建築物と建築物（地下駅舎を含む。）が地下コンコース、公共地下道（令別表第 1（16）の 2）項の地下道を除く。）を介して接続している場合で、次の全てに適合するもの
- ア 接続される建築物の距離（最も近い開口部間の距離とする。）が  $20 \text{ m}$  以上（接続される部分又はその直近に排煙上有効な吹抜き又は地上へ通じる 2 以上の階段を有するものにあつては  $10 \text{ m}$  以上）であること。

イ 接続される部分の開口部の面積の合計が8㎡以下であること。ただし、接続される部分又はその両端部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられている場合はこの限りでない。

ウ 前イの開口部には、特定防火設備である防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するもの（防火シャッターである場合は、くぐり戸付きとする。）が設けられていること。

エ 開口部以外の接続部分は、耐火構造の床又は壁で区画されていること。

(3) 防火対象物の接続がその特殊性から前(1)及び(2)に掲げる方法によりがたいもので、火災の延焼拡大の要素が少ないものとして、接続部分の煙、火炎、熱等の影響を性能規定的な手法で検証した場合

6 別棟とみなされた場合、各棟の消防用設備等の設置に関する防火対象物の項の判定（以下「項判定」という。）及び床面積の取扱いは、それぞれ次によること。

(1) 項判定は、原則として、各棟の用途に応じて行うこと。

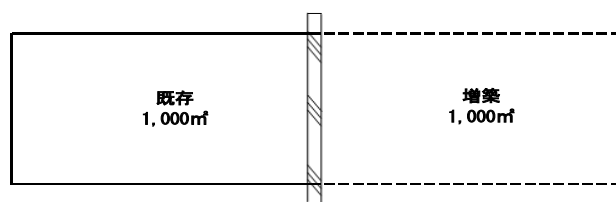
(2) 各棟の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

なお、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物における管理権原者が異なり、管理区分が明確な場合等であれば、接続されるいずれかの渡り廊下等の管理権原による防火対象物に帰属するものとすることができる。

7 その他

法第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準を遡及して適用されることとされている法第17条の2の5第2項第2号に規定する消防用設備等について、令第34条の2に定める増築又は改築並びに令第34条の3に定める大規模の修繕又は模様替えの判断にあたっては、一の防火対象物で判断されることになるが、当該消防用設備等が設置されている防火対象物が令第8条の適用により別の防火対象物とみなされる場合、その部分ごとに増築又は改築等も別のものとして考慮されるものであること。

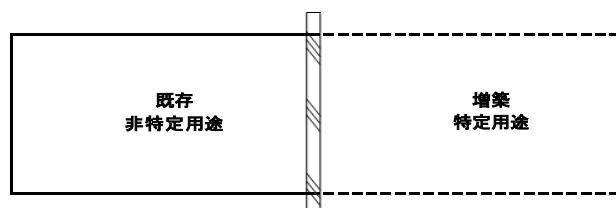
(1) 令8-1号区画又は令8-2号区画を設けて増築等をした場合の法第17条の2の5第2項第2号の関係



既存部分は現行基準の適用を受けない。

第1-23図

(2) 令8-1号又は令8-2号区画を設けて増築等をした場合の法第17条の2の5第2項第4号の関係



既存部分は現行基準の適用を受けない。

第1-24図

## 別記

### 令 8-1 号区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて

#### 1 鋼管等を使用する範囲

令 8-1 号区画及び共住区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側 1 m 以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定める(1)及び(2)に適合する場合は、貫通部から 1 m 以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

- (1) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (2) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニール製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

#### 2 鋼管等の種類

令 8-1 号区画及び共住区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

- (1) J I S G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)
- (2) J I S G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)
- (3) J I S G 3452 (配管用炭素鋼管)
- (4) J I S G 3454 (圧力配管用炭素鋼管)
- (5) J I S G 3459 (配管用ステンレス鋼管)
- (6) J I S G 5525 (排水用鋳鉄管)
- (7) 日本水道協会規格 (以下「JWWA」という。) K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (8) JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (9) JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (10) 日本水道鋼管協会規格 (以下「WSP」という。) 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (11) WSP 032 (排水用ノントールエポキシ塗装鋼管)
- (12) WSP 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (13) WSP 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (14) WSP 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

#### 3 貫通部の処理

##### (1) セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書 (J A S S) 15「左官工事」によるセメントと砂を容積で 1 対 3 の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分に充填すること。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

##### (2) ロックウールによる方法

ア J I S A 9504 (人造鉱物繊維保温材) に規定するロックウール保温材 (充填密度 150 キログラム/立方メートル以上のものに限る。) 又はロックウール繊維 (充填密度 150 キログラム/立方メートル以上のものに限る。) を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

イ ロックウール充填後、25mm 以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5mm 以上の鋼板を床又は壁と 50mm 以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

#### 4 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、(1)又は(2)の措置を講ずること。

##### (1) 可燃物への接触防止措置

アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

##### ア 被覆材

ロックウール保温材（充填密度150キログラム／立方メートル以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

##### イ 被覆方法

##### (ア) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

##### (イ) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。

##### (2) 給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から150mmの範囲内に存在する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

#### 5 配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては、次の(1)又は(2)によること。

(1) 保温材として4(1)アに掲げる材料を用いること。

(2) 給排水管にあっては、J I S A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えないこと。この場合において、3及び4の規定について、特に留意されたいこと。

#### 6 配管等の接続

配管等を1の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

(1) 配管等は、令8-1号区画及び共住区画を貫通している部分において接続しないこと。

(2) 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

##### ア メカニカル接続

① ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。

② 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

③ 予め射し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。

④ 押し輪又はフランジで押さえること。

⑤ ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

#### イ 差込式ゴムリング接続

① 受け口管の受け口の内面にシーリング剤を塗布すること。

② ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

ここで用いるゴムリングは、EPDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。

③ ゴムリングの内面にシーリング剤を塗布すること。

④ 挿入管の差し口にシーリング剤を塗布すること。

⑤ 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

#### ウ 袋ナット接続

① 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。

② ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。

③ 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

④ 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

#### エ ねじ込み式接続

① 挿入管の差し口端外面に管用テーパネジを切ること。

② 接合剤をネジ部に塗布すること。

③ 継手を挿入管にねじ込むこと。

#### オ フランジ接続

① 配管の芯だしを行い、ガスケットを挿入すること。

② 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。

③ 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締め付けること。

(3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

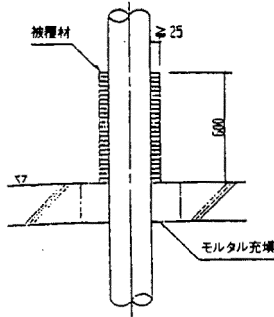
## 7 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

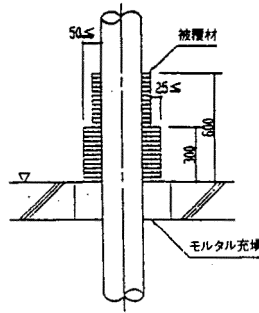
(参考)

施工方法の例 (鋼管等の表面の近くに物がある場合)

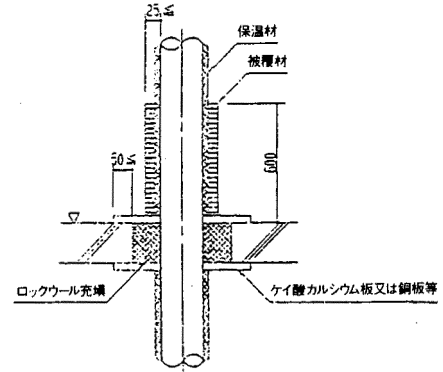
配管径  $\leq 100 \phi$



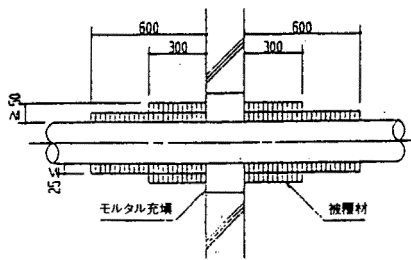
$100 \phi < \text{配管径} \leq 200 \phi$



配管径  $\leq 100 \phi$



$100 \phi < \text{配管径} \leq 200 \phi$



配管径  $\leq 100 \phi$

